

国相手の大飯原発3・4号 設置変更許可取り消し訴訟(大阪高裁)

政府の原発推進に抗して、高裁でも勝訴しよう

5月28日(木)14時の判決に参加を!

5月28日(木) 14時 大阪地裁202号法廷

(報告会: 大阪弁護士会館 1205号室/ 傍聴券の抽選は分かり次第お知らせします)

国相手の大飯原発裁判(大阪高裁)の判決日が決まりました。

判決の法廷にぜひご参加ください。一審に続き、高裁でも勝訴しよう。

この裁判は、2020年12月4日の一審判決で、原告は勝訴しました。大飯原発3・4号の設置変更許可の取り消しという画期的な判決でした。一審判決は、国が審査の過程で、「経験式の有するばらつき」を全く考慮しなかったと認定し、「違法である」と判定しました。大阪高裁で約5年の審理を経て、昨年11月13日に結審し、4月20日に判決日の知らせが裁判所からありました。

私たちは高裁の裁判でも、国・関電の主張を科学的に徹底して批判してきました。主張点について、ゆるぎない勝訴を確信しています。争点は下記の3点です(16頁)。

基準地震動の過小評価/ 敷地内破砕帯の活断層評価/ 重大事故対策

他方で、福島原発事故から15年を経て、政府は原発推進に躍起です。原子力規制委員会は、40年運転の原則を投げ捨てる等、電力会社の意向に沿って、またもや「規制の虜」になり下がろうとしています。司法は、2022年の最高裁不当判決以降、福島原発事故被害者・避難者の国に対する損害賠償請求を退けてきました。このような状況の中で判決を迎えることになります。

しかし私たちは、裁判での主張の正当性を確信しています。政府の原発推進に抗して、高裁でも勝訴を勝ち取りましょう。★5月24日の学習・討論会にもご参加ください(チラシ参照)

判決に向けた学習・討論会 ～高裁でも勝訴を～

日 時: 5月24日(日) 14:00~16:30 (開場 13:30)

場 所: エル大阪南館 734号室/ 参加費: 500円

内 容: お話 冠木克彦弁護士「裁判の争点と展望」
裁判の争点についての報告と議論
各地の原告の思い等

★カラーリーフ発行

裁判の争点と原告の主張

ダウンロードできます。

<https://x.gd/qcUCx>

印刷したカラーリーフは、送料
ご負担でお送りします。

目次

▼5月28日の判決に参加を…p.1 ▼再処理工場の審査の遅れが、中間貯蔵・乾式貯蔵施設に波及…p.2

▼ガラス固化試験は使用前事業者検査で実施すべき…p.4 ▼[資料] 老朽化する関電の原発…p.6 ▼炉心燃

料の配置方法…p.8 ▼3/8さよなら原発関西アクション…p.9 ▼4/7福井県申し入れ報告…p.10 ▼滋賀

県申し入れ報告…p.12 ▼テロ対策施設の猶予期間延長は許せない(投稿)…p.14 ▼裁判争点…p.16

